

やまなし就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定。以下「行動計画」という。）における基本的考え方等を踏まえ、山梨県内の関係機関や団体を構成員として、官民が協働して県内の就職氷河期世代の支援に取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「やまなし就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「PF」という。）を、令和4年度までの「第一ステージ」に続き、令和5年度からの「第二ステージ」においても設置することとする。

PFにおいては、就職氷河期世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、就職氷河期世代への支援に関する社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていく。

2 構成員

PFの構成員については、行政機関、経済団体、労働団体等の別紙1の機関を構成員とする。なお、個別の市町村（※）については、必要に応じて参画を求めることとする。

（※）「就職氷河期世代活躍支援 市町村プラットフォーム」（以下「市町村PF」という）を運営する事務局を所管する部局を想定。

3 各構成員の役割

（1）行政側

①山梨労働局（職業安定課）

- ・ PFとりまとめ事務局
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ
- ・ 実施事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知、広報

②山梨県（県民生活部）

- ・ 孤独・孤立PFとの連携
- ・ 孤独・孤立対策に関する情報提供
- ・ 各種支援策の周知、広報

③山梨県（多様性社会・人材活躍推進局）

- ・ P F とりまとめ事務局
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ
- ・ 実施事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知、広報

④山梨県（福祉保健部）

- ・ 市町村 P F との連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町村 P F の好事例の把握と展開
- ・ 各種支援策の周知、広報

⑤支援機関（ハローワーク、甲府市、機構等）

- ・ 専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・ 企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
- ・ 職業訓練の充実
- ・ 好事例の把握と展開
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・ 各種支援策の周知、広報
- ・ その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

（２）経済団体、労働団体等

- ・ 企業に対する、就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・ 企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・ 就職氷河期世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・ イベントや会報等での各種支援策等の周知広報
- ・ その他就職氷河期世代の支援に係る施策の提案

４ P F における取組事項

P F においては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（１）機運醸成及び各種支援策の周知広報

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう県内の機運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくよう

な環境整備を図る。

また、就職氷河期世代本人やその家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

②長期にわたり無業の状態にある者

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③社会参加に向けた支援を必要とする者

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、山梨県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、K P I の設定及び事業実施計画の策定

①P FにおけるK P Iについては、適切なものを検討の上設定する。

②K P Iを達成するため、事業実施計画を策定する。

③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村P Fとの連携

各市町村P Fの事務局を所管する部局と連絡調整を図り、以下の事項に係る市町村P Fとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・市町村P Fの好事例の周知等

5 P Fの会議運営

(1) 上記の協議を行うため、原則として年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

(2) P Fに座長を置き、山梨労働局職業安定部長をもってこれに充てる。

なお、座長は会務を総理し、会議の議事を運営する。

6 秘密の保持

P Fの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和２年５月２２日から施行する。

この要領は、令和２年１０月７日から施行する。

この要領は、令和５年６月９日から施行する。

この要領は、令和６年８月２３日から施行する。

この要領は、令和７年１月２４日から施行する。

やまなし就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム

区分	構成団体・機関名
経済団体	山梨県経営者協会
	山梨県商工会議所連合会
	山梨県中小企業団体中央会
	山梨県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会・山梨県連合会
支援機関	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 山梨支部
	やまなし若者サポートステーション
	KHJ全国ひきこもり家族連合会山梨支部桃の会
	山梨不登校の子どもを持つ親たちの会「ぶどうの会」
	甲府公共職業安定所
	甲府市 産業部産業総室雇用創生課
行政	山梨県 県民生活部
	山梨県 多様性社会・人材活躍推進局
	山梨県 福祉保健部
	山梨労働局